

の対応関係が成り立たず、消費の量に応じた基礎年金給付を行うこともできません。また、高額所得者や多額の資産保有者に消費税を財源として給付を行うことが適当かどうかという問題があります。したがって、仮に、消費税を財源とする基礎年金給付を行う場合には、税方式を採用しているカナダなどの例に見られるように、所得が少ないことなどの一定の要件を満たす場合にのみ給付することになるものと考えられます。その場合、基礎年金給付と生活保護との関係をどう考えるか、という問題もあります。

多くの主要先進国においては、年金給付などについては社会保険方式の下で事業主負担を求めています。給付額をすべて消費税で賄う税方式とする場合には、事業主の保険料負担を家計の消費税負担に置き替えるのかどうかという問題が生じます。

このように、基礎年金給付などの財源を社会保険料を主体として賄うか、消費税で賄うかという問題は、単に財源調達の問題にとどまらず、給付の性格を含めた社会保障制度の基本的な設計に関わる問題であることから、幅広い観点から国民的な議論が行われる必要があります。

5. 地方消費税

(1) 創設と意義

地方消費税は、消費一般に広く公平に負担を求める道府県税です。

活力ある豊かな福祉社会の実現を目指す視点に立って行われた平成6年の税制改革の一環として、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方税源の充実を図る観点から、消費譲与税に代えて新たに地方消費税が創設され、平成9年4月から実施されました。現在では、地方行政サービスを支える基幹税目の一つとして大きな役割を果たしています。

(参考) 消費譲与税

昭和63年の抜本的税制改革においては、消費税の創設に伴い、既存の電気税、ガス税、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税などの間接税について廃止、縮小が行われ、これにより、地方公共団体の減収が見込まれることとなりました。また、この改正においては、個人住民税の減税等による減収に加え、法人課税の実効税率の引下げ等による法人住民税、

法人事業税の減収が生じることとなりました。

このようなことから消費税の創設に当たって、消費譲与税の創設及び消費税の地方交付税の対象税目への追加がなされることとされ、平成元年度から消費譲与税制度が導入されました。

なお、平成9年度からの地方消費税の導入に伴い、平成8年度限りで消費譲与税が廃止されました。

(2) 制度の概要

地方消費税は、国の消費税と同様、消費一般に対して広く公平に負担を求める税であり、消費税の納税義務者をその納税義務者とし、消費税額を課税標準とする税です。

課税対象は、国内取引及び輸入取引のいずれにも課されますが、国内取引に係る消費税額に課されるものを「譲渡割」と、輸入取引に係る消費税額に課されるものを「貨物割」と言うものとされています。

譲渡割の納税義務者は、「課税資産の譲渡等を行った事業者」とされ、当該納税義務者の住所地等所在の都道府県が課することとされています。譲渡割の課税標準は、課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額を控除した後の消費税額であり、税率は100分の25(消費税率換算1%相当)となっています。

譲渡割の納付については、納税義務者の事務負担を考慮して、当分の間、その賦課徴収を国に委ねており、税務署(国)において消費税の例により、消費税と併せて行うこととされています。

貨物割の納税義務者は、「課税貨物を保税地域から引き取る者」とされ、当該保税地域所在の都道府県が課することとされています。貨物割の課税標準は、課税貨物に係る消費税額であり、税率は100分の25(消費税率換算1%相当)となっています。

貨物割の賦課徴収については、税関(国)において、消費税の例により、消費税と併せて行うこととされています。

地方消費税については、消費税のような多段階累積排除型の間接税を各都道府県の消費課税として仕組む場合には最終消費地と税収の帰属を一致させる必要があることから、そのための仕組みとして、一旦地方消費税として各都道府県に納

付された税収について、各都道府県間において消費に相当する額に応じて清算を行うこととされています。

また、平成6年の税制改革において、市町村についても、個人住民税の減税と消費譲与税の廃止に伴う歳入不足を補填する必要があり、安定財源を市町村に帰属させるなどの観点から、地方消費税の2分の1に相当する額を市町村に交付する交付金制度が設けられています。

(3) 税収の状況

地方消費税は、平成9年4月から導入され、初年度は約8,070億円の税収となっていました。平成12年度においては、地方財政計画上、2兆5,438億円と見込まれています。

(4) 今後のあり方

地方消費税は、清算を行うことにより税収の偏在性が少なく、また、安定性にも富んでおり、地方分権の推進や少子・高齢化の進展等に伴う幅広い行政需要を賄う税として、重要な役割を果たしています。

地方消費税の用途については、消費税創設時に地方間接税の廃止等に伴い創設された消費譲与税の廃止や住民税減税の財源として創設されたものであり、これらがもともと一般財源であったことも踏まえると、今後とも地方の幅広い行政サービスに充てるための財源として位置付けていくことが必要と考えます。

また、地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために創設されたものであり、福祉・教育など幅広い行政需要を賄う税として、今後、その役割がますます重要なものになっていくと考えられます。

6. し好品課税

(1) し好品課税の意義

わが国では、酒類やたばこについては、他の物品と異なる特殊なし好品としての性格に着目して、従来から、他の物品に比べ高い税負担を求めてきています。

これは諸外国においても同様の状況にあり、付加価値税や小売売上税などの一般的な消費課税制度を有する諸外国においても、酒類やたばこにはかなり高率な酒税やたばこ税が課されているほか、付加価値税などが課されているのが通例となっています。

(2) 酒税

酒税の仕組み

酒税は、酒類、すなわちアルコール分1度以上の飲料を課税対象として、酒類の製造場からの移出や輸入の段階で課税されるもので、酒類の製造者又は輸入者を納税義務者として課される税です。酒税は、酒類の消費に負担を求めようとするものであり、酒類の製造者などが納税した酒税の負担は販売価格に織り込まれることを通じて消費者に転嫁されることが予定されています。

課税に当たっては、酒類を、原料や製造方法などにより、10種類（清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウイスキー類、スピリッツ類、リキュール類及び雑酒）に大別し、そのうち、しょうちゅうやウイスキー類など5種類の酒類については更に11品目に区分して、それぞれの酒類に応じた税率が設定されています。

（資料16）酒税の税率（現行法；本則ベース）

区 分		基 準 アルコール分	1 KL当たり税額	アルコール分 1 度 当 たり 税 率
		度	円	円
清	酒	15.0	140,500	9,367
合 成	清 酒	15.0	79,300	5,287
しょうちゅう	しょうちゅう甲類	25.0	248,100	9,924
	しょうちゅう乙類			
み	り ん	13.5	21,600	1,600
ビ	ー ル	(5.0)	222,000	44,400
果 実 酒 類	果 実 酒	(12.0)	56,500	4,708
	甘 味 果 実 酒	12.0	98,600	8,217
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	40.0	409,000	10,225
	ブ ラ ン デ ー			
スピリッツ類	ス ピ リ ッ ツ	37.0	367,188	9,924
	原料用アルコール			
リ	キ ュ ー ル 類	12.0	119,088	9,924
雑 酒	発 泡 酒 (麦 芽 50% 以 上)	(5.0)	222,000	44,400
	" (麦 芽 25 ~ 50% 未 満)	(5.0)	152,700	30,540
	" (そ の 他)	(5.0)	105,000	21,000
	粉 末 酒	-	320,500	-
	そ の 他 の 雑 酒 (み り ん 類 似)	13.5	21,600	1,600
	" (そ の 他)	12.0	98,600	8,217

(注)1. しょうちゅう乙類に平成12年9月30日まで適用される税率は、1 KL当たり 199,400円(アルコール分1度当たり 7,976円)である。

2. ビール、果実酒及び発泡酒の基準アルコール分は、平均的なアルコール分である。

3. 個々の酒類に対する税率は、そのアルコール分に応じて加減算される(ただし、ビール、果実酒及び発泡酒を除く。)

酒税の税率は、平成元年度前までは酒類の数量を課税標準として税額を算出する従量税率と価格を課税標準として税額を算出する従価税率が併用されていましたが、平成元年度に従価税制度が廃止され、現在は従量税率のみとされています。現行の酒税の税率は（資料 16）のとおりです。

（参考）酒税の沿革

わが国の酒税制度は、長い歴史を持ち、幾多の変遷を辿ってきていますが、昭和 28 年度に酒税法の全文改正が行われ現行の酒税法が制定されました。その後、昭和 37 年度に、酒類の分類の改正、一部の高価格酒に対する従価税制度の採用、申告納税制度への移行などの大幅な制度改正が行われ、現行酒税制度の基本的な枠組みが構築されました。また、昭和 37 年度税制改正では、酒類全般にわたる大幅な減税が行われましたが、その後は、価格水準の上昇などに応じて昭和 43 年度以降 59 年度まで数次にわたり税率の引上げが行われました。

平成元年度には、抜本的税制改革の一環として酒税制度の大幅な見直しが行われ、清酒やウイスキー類の級別制度や従価税制度が廃止されるとともに、従量税率の水準について、負担水準の高い酒類について減税を図る一方で低税負担にとどめられていた酒類について増税を行うなど、酒類間の税負担格差を縮小する方向で大幅な見直しが行われました。平成 6 年度には、税負担の適正化などの観点からウイスキー類などを除き全般的な従量税率の引上げが行われ、平成 8 年度には、税負担の公平を確保するなどの観点から発泡酒の税率などについての見直しが行われました。平成 9 年度には、平成 8 年 11 月の WTO 勧告に対応するため、ウイスキー類の税率を大幅に引き下げる一方、しょうちゅうの税率を大幅に引き上げるなど蒸留酒間の税率格差を縮小する改正が行われています。そして、平成 12 年度には、負担の均衡を図る観点などから特定のみりに係る税負担の見直しが行われました。

酒税の現状

イ．酒税の税収は、近年、総体としての酒類消費量が微増ないし横ばい傾向にある中で税負担の低い低価格酒の伸びが相対的に大きくなってきていることなどを反映して若干減少しており、平成 12 年度予算では 1 兆 8,600 億円となって

います。

ロ．酒類ごとの税負担状況及び課税数量等の推移は（資料 17）（資料 18）のとおりですが、主要な酒類についてその動向を見るとおおむね次のとおりです。

(イ) ビールは、わが国の酒類の課税数量（平成 10 年度：約 1,000 万キロリットル）の 6 割強を占める基幹的な酒類となっています。ビールの小売価格に対する酒税の負担割合は、抜本的税制改革の直後の平成元年と比較するとおおむね同じかやや下回る水準となっています。

なお、平成 6 年以降、品質的にビールと近似し、税負担がビールよりも低い発泡酒（雑酒の一品目）の課税数量が著しい増加を示しており、平成 8 年度税制改正において発泡酒の税率引上げなどが行われましたが、その後の新製品の販売などもあり、最近では清酒の課税数量を上回る水準となっています。ビールの課税数量は平成 6 年度をピークに近年減少していますが、ビールと発泡酒を合わせ考えればおおむね横ばいで推移している状況にあります。

（資料17）主要酒類の小売価格（消費税抜き）に占める酒税負担割合の推移

（単位：円、％）

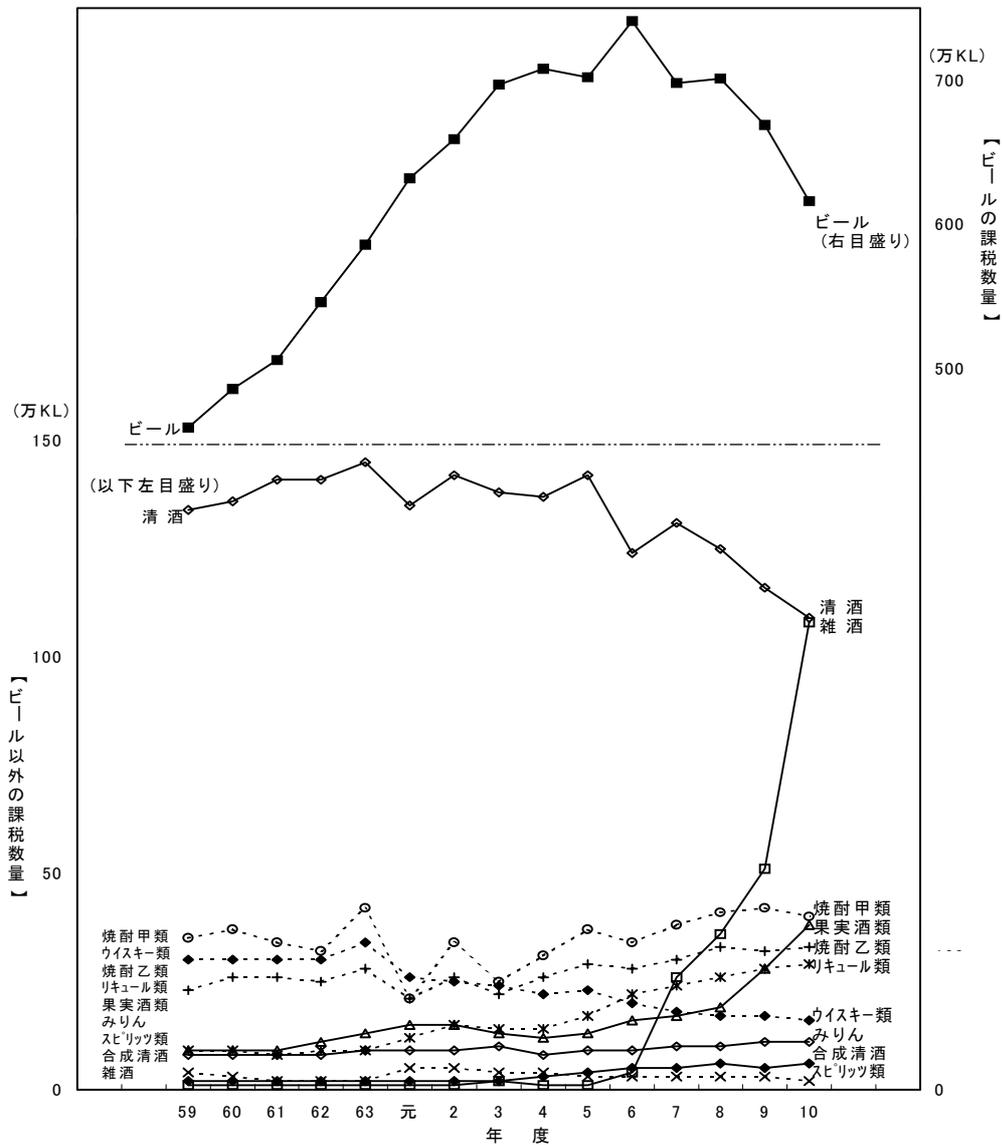
		平元.4.1 (抜本後)	2.3	3.3	4.4	6.3	6.5	8.10	9.4	9.10	10.5 乙類10.10 (現行)
清 酒(旧1級) (15度 1.8L)	小売価格	1,699.03		1,815.54	1,728.16	1,825.25	1,834.96		1,834.29		
	税額 負担割合	331.74 19.5		331.74 18.3	240.66 13.9	240.66 13.2	252.90 13.8		252.90 13.8		
しょうちゅう甲類 (25度 1.8L)	小売価格	1,058.26		1,135.93			1,203.89		1,203.81	1,286.67	1,369.53
	税額 負担割合	215.64 20.4		215.64 19.0			280.26 23.3		280.26 23.3	363.42 28.2	446.58 32.6
" 乙類 (いも25度 1.8L)	小売価格	1,087.38		1,165.05			1,310.68		1,310.48	1,398.10	1,486.67
	税額 負担割合	127.44 11.7		127.44 10.9			183.78 14.0		183.78 14.0	271.26 19.4	358.92 24.1
ビ ー ル (633ML)	小売価格	291.27	310.68				320.39		320.96		
	税額 負担割合	131.91 45.3	131.91 42.5				140.52 43.9		140.52 43.8		
" (350ML・缶)	小売価格	203.89	213.60				218.45		217.15		
	税額 負担割合	72.94 35.8	72.94 34.1				77.70 35.6		77.70 35.8		
果 実 酒 (720ML)	小売価格	796.12		825.25			834.96		780.00		
	税額 負担割合	33.33 4.2		33.33 4.0			40.68 4.9		40.68 5.2		
ウ イ ス キ ー (旧1級) (40度 640ML)	小売価格	1,728.16					1,728.16		1,729.53	1,409.53	1,180.00
	税額 負担割合	707.25 40.9					707.25 40.9		707.25 40.9	396.72 28.1	261.76 22.2
発 泡 酒 (麦芽25%未満) (350ML・缶)	小売価格						(8年6月) 140.78	145.64	144.77		
	税額 負担割合						29.15 20.7	36.75 25.2	36.75 25.4		

- (備考) 1. 平成 9 年 3 月までの小売価格は、メーカー希望小売価格（消費税込み）から消費税相当分(3/103)を減算し、平成 9 年 4 月以降の小売価格は、メーカー希望小売価格（消費税抜き）に消費税を加算（円未満切捨て）した後、消費税相当分(5/105)を減算した。
2. 平成 9 年 4 月以降の果実酒については、従来の商品が終売となったため、同容量で同価格帯の別銘柄を使用している。
3. 平成 9 年 10 月以前のウイスキーについては、40 度 720ML のものである。

(ロ) 清酒の課税数量は昭和 48 年度をピークに長期にわたり減少傾向にあり、平成 10 年度では 109 万キロリットル程度とピーク時の 6 割強の水準となっています。

清酒については、平成元年度に級別制度や従価税制度が廃止され、小売価格の水準にかかわらずアルコール分に応じた同一の税率が適用されるようになり低価格酒ほど税負担割合は高いものとなっていますが、その税負担水準は他の主要な酒類に比べ相対的に低いものとなっています。

(資料 18) 酒類別の課税数量の推移



(ハ) しょうちゅうやウイスキー類などの蒸留酒については、これまで累次にわたり税率格差が縮小されてきており、特に平成 9 年度税制改正においては、WTO 勧告を履行するため、蒸留酒間のアルコール分 1 度当たりの税率格差を基本的になくすこととされました。これにより、小売価格に対する酒税の負担割合は、しょうちゅうについて上昇する一方、ウイスキー類については低下し、両者の税負担割合は近似ないし逆転してきています。

しょうちゅうの課税数量は、昭和 60 年代以降増加してきており、平成 9 年度税制改正による税率引上げ後も堅調に推移しています。ウイスキー類については昭和 59 年度を境に減少傾向に転じてきており、平成 9 年度税制改正による大幅な税率引下げ直後には増加を示したものの、平成 10 年度には改正前の水準となっています。

(ニ) 果実酒の課税数量は、昭和 50 年代以降の数次のワインブームなどにより着実に増大してきており、平成 10 年度では約 37 万キロリットルとなっています。これは、昭和 63 年度の約 3.5 倍に相当し、しょうちゅう甲類に次いで大きな規模となっています。果実酒の税負担水準は、他の酒類に比して相当低い状況にあります。

今後の課題

イ．酒税は約 2 兆円の税収を有し、わが国の税体系において消費課税の一つとして重要な役割を果たしています。

酒税の負担水準については、これまでも酒類の生産・消費の動向や財政事情などに応じ、随時見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めてきています。

また、わが国の酒税制度においては、酒類を細かく分類し、個々の酒類ごとに異なる税率が設定されていますが、所得水準の上昇・平準化を背景として酒類消費の多様化が進んできたことなどから、昭和 59 年度以降の税制改正では、酒類間の税負担格差の縮小が図られてきています。

今後とも、各酒類の生産・消費の状況などを考慮しつつ、厳しい財政事情や社会経済情勢などの変化に応じ、税負担のあり方について検討することが適当です。

ロ．消費課税については、税制の中立性や公平性の観点から同種・同等のものに

は同様の負担を求めることが要請されます。わが国の酒税においては、酒類をきめ細かく分類し、各酒類の定義も複雑なものとなっています。このため、その適用に当たって、同様の商品でありながら、原料や製造方法の若干の違いによって分類が異なる結果になるといった問題があり、近時、そのような点に着目して税負担を低く抑えた低価格商品も多く見受けられるところです。

一方、酒類の分類は税率の差異と密接に関連していますが、累次の税率改正により、しょうちゅうやウイスキー類などのように、種類間又は品目間で税率格差がまったくないか、僅少なものとなってきているものもあります。

したがって、酒類の分類や定義についても、税負担の公平性や経済取引に対する中立性を確保する観点から、税負担のあり方の検討に併せ、各酒類の生産・消費の態様の変化や税率構造の変化などを踏まえ、簡素・合理化を図る方向で検討することが必要と考えます。

(参考) 諸外国の酒税における酒類の分類は、「ビール」、「ぶどう酒」、「蒸留酒」などといったように比較的大まかで簡素なものとなっています。

また、各酒類に対する税率は、各国のアルコール飲料の生産・消費の状況や財政事情などに応じて定められているものであり、国により様々ですが、欧米諸国では、蒸留酒に係る税率は純アルコールの含有量に応じた従量税率とされているのに対し、ビールやぶどう酒などの醸造酒に係る税率は数量に応じた従量税率とされ、酒類ごとに、その生産、消費の状況などを踏まえ、税率が設定されている例が多くなっています。

(3) たばこ税

たばこ税の仕組み

現在、たばこについては、消費税及び地方消費税のほかに、国のたばこ税及び地方のたばこ税（道府県たばこ税・市町村たばこ税）並びにたばこ特別税が課されています。

国のたばこ税及びたばこ特別税は、たばこを課税対象として、製造場からの移出時又は保税地域からの引取り時に、たばこの製造者又は引取者を納税義務者として課されています。なお、たばこ特別税の収入は、国債整理基金特別会計の歳入に組み入れることとされています。

また、地方のたばこ税は、卸売販売業者等がたばこを小売販売業者に売り渡す場合において、その売渡しに係るたばこに対し、その小売販売業者の営業所所在の地方公共団体において、その売渡しを行う卸売販売業者等を納税義務者として課されています。

国及び地方のたばこ税等の課税方式は、たばこの価格に応じた負担を求める従価税制度ではなく、たばこの本数を課税標準として課される従量税制度となっています。

(参考) たばこ税の沿革

わが国におけるたばこの製造販売については、明治 37 年(1904 年)の専売制度創設以来、国がこれを独占的に取り扱い、長い間、その益金はすべて国の収入とされてきましたが、昭和 29 年に地方のたばこ消費税(道府県たばこ消費税・市町村たばこ消費税)が創設された以後は、専売納付金と地方のたばこ消費税という形で国及び地方公共団体の収入源とされてきました。

昭和 60 年度には、たばこ専売制度が廃止され、それに伴い、専売納付金制度に代わるものとして国のたばこ消費税制度が創設されました。

昭和 61 年度には、国及び地方のたばこ消費税の税率が引き上げられました。

平成元年度には、抜本的税制改革の一環として、国及び地方のたばこ消費税について、たばこに対する税負担水準は維持することを原則としつつ、課税方式を従価・従量併課制度から従量税制度へ改組して新たに税率を設定するとともに、その名称を「たばこ税」に改める改正が行われ、現在の国及び地方のたばこ税制度の基本的な枠組みが構築されました。

平成 10 年には、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計への承継に伴う財源措置として、12 月に新たにたばこ特別税が導入されました。

平成 11 年度には、恒久的な減税に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられました。

たばこ税の現状と今後の課題

イ．平成 12 年度予算における国のたばこ税の税収は 9,000 億円、たばこ特別税

の税収は約 2,700 億円、平成 12 年度地方財政計画額における地方のたばこ税の税収は約 11,700 億円（国及び地方公共団体の合計で約 23,400 億円）の税収規模であり、国及び地方公共団体にとって重要な財源となっています（資料 19）。

ロ．たばこについては、現在、消費税及び地方消費税のほかに、たばこ千本当たり、国のたばこ税が 2,716 円、地方のたばこ税が 3,536 円、たばこ特別税が 820 円、合計で 7,072 円の税率で国及び地方のたばこ税等が課されています。

紙巻たばこ 1 箱当たりの消費税抜き平均価格に占める国及び地方のたばこ税等の負担割合は 57.6%（平成 11 年度）となっています（資料 20）。

（資料19）たばこ税等の税率

区 分 種 類	国のたばこ税	地方のたばこ税			小 計	たばこ特別税	合 計
		道府県	市町村	計			
紙巻たばこ	(円/千本) 2,716	(円/千本) 868	(円/千本) 2,668	(円/千本) 3,536	(円/千本) 6,252	(円/千本) 820	(円/千本) 7,072
パイプたばこ							
葉巻たばこ							
刻みたばこ かみ用及びかぎ用の製造たばこ							
旧3級品の紙巻たばこ	1,289	413	1,266	1,679	2,968	389	3,357
平成12年度予算 ・地方財政計画額	(億円) 9,000	(億円) 2,875	(億円) 8,836	(億円) 11,711	(億円) (20,711)	(億円) 2,716	(億円) (23,427)

(注) 1 たばこ特別税は平成10年12月1日から施行。

また、恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税の税率が引き下げられ、同額、地方のたばこ税の税率が引き上げられた。（平成11年5月1日から施行。410円/千本(旧3級品は195円/千本)）

2 パイプたばこ及び葉巻たばこは 1g を 1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは 2g を 1本に、それぞれ換算する。

3 旧3級品の紙巻たばこは、エコー(150円)、わかば(160円)、しんせい(150円)、ゴールデンバット(110円)、バイオレット(150円)及びウルマ(160円)の6銘柄の紙巻たばこである。

(資料20) 紙巻たばこの税負担割合の推移(旧3級品を除く)

年 度	平均価格	消費税額	消費税抜き		合計税額 (たばこ税・消費税) の負担割合
			平均価格	国・地方の たばこ税額	
元	円 / 20本 224.80	円 6.54	円 / 20本 218.26	円 125.04	% 57.3
2	226.01	6.58	219.43	125.04	57.0
3	227.45	6.62	220.83	125.04	56.6
4	228.40	6.65	221.75	125.04	56.4
5	229.31	6.67	222.64	125.04	56.2
6	230.15	6.70	223.45	125.04	56.0
7	230.57	6.71	223.86	125.04	55.9
8	231.01	6.72	224.29	125.04	55.7
9	239.09	11.38	227.71	125.04	54.9
10(4-11)	239.04	11.38	227.66	125.04	54.9
10(12-3)	257.79	12.27	245.52	141.44	57.6
11	257.89	12.28	245.61	141.44	57.6

(注) 平成10年12月以降のたばこ税にはたばこ特別税を含む。

国及び地方のたばこ税等の課税方式は、たばこの本数を課税標準として課される従量税制度となっていることから、小売価格の上昇とともに税負担割合が低下する傾向にあります。したがって、随時負担の見直しを行い、適正な税負担水準の確保に努めることが適当です。

(参考) 現在、WHO(世界保健機関)においては、公衆衛生上の観点から、たばこの消費を抑制するための国際的な取組みとして、たばこ対策枠組条約及び議定書の作成作業が進められています。その中で、たばこ税の国際的な調和も検討項目の一つとして提起されていることから、今後の検討作業を注視していくことが大切です。

八. たばこに対する税負担のあり方については、今後とも、たばこの小売価格に占める税負担割合の状況やたばこの消費動向、さらには財政状況などを総合的に勘案して検討していく必要があります。

7. 特定財源等

(1) 特定財源等の意義

消費課税の中には、その税収の全額または一部を特定の公的サービスに要する費用の財源に充てることとされているものがあり、特定財源等と呼ばれています。

この中には、揮発油（ガソリン）を課税対象とする揮発油税及び地方道路税（いずれも国税）、軽油（ディーゼル燃料）の引取りを課税対象とする軽油引取税（地方税）、自動車用の石油ガス（LPG）を課税対象とする石油ガス税（国税）といった自動車用燃料に対する税や、車検を受ける自動車などを課税対象とする自動車重量税（国税）、自動車の取得に対して課税される自動車取得税（地方税）があり、その税収の全額または一部を国・地方の道路整備財源に充てることとされています。これらの税に地方の一般財源である自動車税・軽自動車税を加えた諸税を、自動車関係諸税と総称しています。

また、航空機燃料を課税対象とする航空機燃料税（国税）は国・地方の空港整備財源などに、原油や輸入石油製品などを課税対象とする石油税（国税）は石油対策などに、一般電気事業者の販売電気を課税対象とする電源開発促進税（国税）は電源立地対策などに、それぞれ充てることとされています。これらの税に上述の自動車用燃料に対する税を加えた諸税をエネルギー関係諸税と総称しています。

これらの他に、地方の特定財源として入猟税、入湯税があります。

一般に、特定の公的サービスからの受益と特定の物品の消費などに係る税負担との間にかなり密接な対応関係が認められる場合には、その税収を、対応する特定の公的サービスに要する費用の財源に充てることが、一定の合理性を持ち得ますが、他方、このように税収の用途を特定することは、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、その妥当性については常に吟味が必要であると考えます。

（参考1）特定財源等について、課税対象、税率、税収の用途などを整理すると（資料21）のようになります。

特定財源等のうち、税法上、特定の公的サービスに要する費用に充てることを課税目的としている税を目的税と言い、電源開発促進税や自動車取得税、軽油引取税などがこれに当たります。揮発油税などについては、税法以外の法律により、その税収を特定の公的サ

ービスに要する費用の財源に充てることとされています。

なお、自動車重量税の税収の4分の3は、法律上は用途が特定されていない国の一般財源ですが、その8割相当額は、創設の経緯などに鑑み、道路整備に充てることとされています。

(参考2) 受益者負担と特定財源等

国・地方公共団体が提供する公的サービスの中には、公的交通機関による運送サービス、美術館などの公的施設の提供、住民票の発行などのように、そのサービスの利用者だけが直接の受益者であり、サービスを提供するごとにその受益者を個別に把握できるようなものがあります。このような公的サービスの提供に要する費用については、利用者本人による料金、利用料、手数料などの受益者負担によって賄われている例が多いと言えます。これは、利用者のみが直接の受益者となるような公的サービスの費用を、一般の国民ないし住民が負担する租税により賄うことは必ずしも合理的ではなく、受益者負担を求めることが適当であるとの考え方に基づくものです。

一方、公的サービスの中には、個別にその受益者を把握して料金などの負担を求めることは困難であるものの、その公的サービスからの受益と特定の物品の消費などに係る税負担との間にかなり密接な対応関係が認められるものがあります。このような公的サービスについては、その提供に要する費用を、対応する特定の物品の消費などに係る税の収入によって賄うことが、一定の合理性を持ち得る場合があります。

(参考3) 特定財源等の沿革

イ．揮発油税は、一般的な財政需要に応じる必要から、揮発油の消費に負担を求めるため昭和24年に創設されましたが、昭和28年に「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」が制定され、立ち遅れたわが国の道路を緊急かつ計画的に整備する観点から、道路整備五箇年計画（第1次：昭和29年度～33年度）が策定されるとともに、その財源として揮発油税収相当額を国の道路整備に充てることとされました。この制度は、昭和33年に制定された「道路整備緊急措置法」に引き継がれ、現在に至っています。

ロ．昭和29年には、地方の道路整備に資するため、「昭和29年度の揮発油譲与税に関する法律」が制定され、昭和29年度に限り、揮発油税収の3分の1に相当する額を地方に譲与することとされましたが、昭和30年には、地方道路税（国税）が創設され、その税収

のすべてが地方の道路特定財源として地方に譲与されることになりました。

(1) 国 税 (資料21) 特定財源等の概要

税 目	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途	税 収 (12年度予算額)
揮 発 油 税	揮 発 油	1キロリットルにつき 48,600円 (特例税率: 5.12.1~15.3.31)	道路整備緊急措置法に基づき10年度から5年間は全額国の道路特定財源とされている。また、同法等に基づき同期間中、1/4は地方への交付金の財源に充てるため直接道路整備特別会計に組み入れることとされている。	億円 27,714
地方道路税	揮 発 油	1キロリットルにつき 5,200円 (特例税率: 5.12.1~15.3.31)	都道府県及び市町村の道路特定財源として全額譲与されている。	2,965
石油ガス税	自動車用 石油ガス	1キログラムにつき 17円50銭	1/2は道路整備緊急措置法に基づき10年度から5年間の道路特定財源とされ、1/2は都道府県及び指定市の道路特定財源として譲与されている。	300
自動車重量税	車検を受ける 自動車等	(例) (自家用) (営業用) 乗用車 自重0.5トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) トラック 2.5トン超総重量1トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) 2.5トン以下総重量1トンごとに 4,400円(年) 2,800円(年) バス 総重量1トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) 軽自動車(検査対象) 1両につき 4,400円(年) 2,800円(年) (特例税率: 51.5.1~15.4.30)	3/4は国の一般財源であるが、1/4は市町村の道路特定財源として譲与されている。 (国分のうち8割相当額は道路整備に充てられることとされている。)	11,093
航空機燃料税	航空機燃料	1キロリットルにつき 26,000円	11/13は空港整備特別会計に基づき国の空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与されている。	1,028
石油税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素	原油、輸入石油製品 1キロリットルにつき 2,040円 輸入LPG 1トンにつき 670円 国産天然ガス、輸入LNG 1 # 720円	石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に基づき石油及びエネルギー需給構造高度化対策に充てられている。	4,820
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 445円	電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計に基づき全額電源立地対策及び電源多様化対策に充てられている。	3,699
計				51,619

(2) 地方税

税 目	課 税 主 体	課 税 対 象	税 率	税 収 の 使 途 等	平成12年度 収入見込額
自動車取得税	都 道 府 県	自動車の取得 (大型特殊自動車、 小型特殊自動車、 二輪の小型自動車 及び二輪の軽 自動車を除く。)	自家用の自動車で軽自動車以外のもの (平成15.3.31までの特例税率) 5% 営業用の自動車・軽自動車 3%	道 路 財 源 〔都道府県は、税収の95/100の7/10 に相当する額を市町村に交付〕	億円 4,556
軽油引取税	都 道 府 県	軽油の引取り	1キロリットルにつき (平成15.3.31までの特例税率) 32,100円	道 路 財 源 〔指定市所在の都道府県は、道路面積 に応じ税収の一部を指定市に交付〕	12,989
入 猟 税	都 道 府 県	狩猟者の登録	甲種又は乙種狩猟免許に係る登録 6,500円 丙種狩猟免許に係る登録 2,200円	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用	12
入 湯 税	市 町 村	鉱泉浴場における入湯行為	1人1日につき 150円 (標準税率)	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設等の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む)に要する費用	231

注: 「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。

ハ．石油ガス税は、石油ガスを燃料とするLPG車と揮発油を燃料とするガソリン車との負担の権衡を図る観点から昭和41年に創設され、それ以来、揮発油税などとともに、「道路整備緊急措置法」などに基づき、国・地方の道路特定財源とされています。

ニ．自動車重量税は、自動車の走行が多く社会的費用をもたらしていること、道路その他の社会資本の充実の要請が強いことを考慮して、広く自動車の使用者に負担を求めため、昭和46年に創設されました。

ホ．航空機燃料税は、空港整備などのための財源を確保する等の観点から昭和47年に創設され、その税収は、国の空港整備費や地方の空港対策費に充てられています。

ヘ．石油税は、石油一般の利用に共通する便益性に着目し、石油対策に係る財政需要に配慮して、広く石油の消費に対して負担を求めため、昭和53年に創設されました。その税収は、当初、石油対策に要する費用に充てることとされていましたが、昭和55年度以降は、石油代替エネルギー対策、平成5年度以降は省エネルギー対策などにも充てられることになりました。

ト．電源開発促進税は、原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置促進などの電源立地対策を講じるための目的税として、昭和49年に創設されました。その後、第2次石油危機の発生に伴い、昭和55年には、税収の使途に石炭、原子力、水力、地熱等の電源多様化対策を追加するなどの改正が行われました。

チ．自動車取得税は、一定の自動車の取得に対し、その取得者に課される税で、昭和43年、地方道路財源の充実強化を図り、都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てため、都道府県の目的税として創設されました。

自動車取得税は、自動車の取得に担税力を見出して課される税であるとともに、受益者負担的かつ原因者負担的な性格を持つものであり、消費税・地方消費税とは、その性格、課税の趣旨からして異なるものです。

リ．軽油引取税は、昭和31年に地方道路整備の緊急性及び揮発油を燃料とするガソリン車と軽油を燃料とするディーゼル車との負担の均衡などを考慮し、都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てため、都道府県の目的税として創設されました。

その後、平成元年に、軽油の流通実態等に鑑み消費地課税などの制度の抜本的な改正が行われましたが、軽油の流通実態の多様化等の状況変化などに伴い、今後とも脱税防止策を含め一層の課税の適正化を図っていく必要があります。

ヌ．入猟税は、昭和 38 年、狩猟法の改正に関連して狩猟者税が廃止され、これに代わるものとして、狩猟者免許税と併せて都道府県の目的税として創設されたものです。この税収は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てることとされています。

ル．入湯税は、昭和 25 年の現行地方税法の制定により、市町村の普通税として創設されましたが、鉱泉浴場への入湯行為及びこれに付随する奢侈的行為に課税の根拠を求めただけでなく、鉱泉浴場所在の市町村特有の財政需要に対処するため、昭和 32 年度の税制改正により目的税に変更されました。

(参考 4) 自動車税及び軽自動車税

自動車税は、主たる定置場所在の都道府県において自動車に対し、軽自動車税は、主たる定置場所在の市町村において軽自動車などに対し、その所有者に課される税で、財産課税的な性格と、道路損傷負担金的な性格を併せ持っています。その概要は(資料 22)のとおりであり、都道府県及び市町村にとって、偏在が少なく、安定的で、貴重な財源となっています。

なお、これらの税率については、その負担が適正なものとなるように随時見直しを行うことが必要と考えます。

(資料 22) 自動車税、軽自動車税の概要

税 目	課 税 主 体	課 税 対 象	税 率(標 準 税 率)	平成12年度 収入見込額	
自 動 車 税	都 道 府 県	乗用車、トラック バス等 〔軽自動車等及び 大型特殊自動車 を除く。〕	(例) 乗用車(1000cc超1500cc以下)	(家用) 34,500円 (営業用) 8,500円	17,894 億円
			トラック	25,500円 18,500円	
			バス 一般乗合用のもの	- 14,500円	
			” ” 以外のもの	- 38,000円	
			” ”	49,000円 -	
軽 自 動 車 税	市 町 村	軽自動車、二輪の 小型自動車、原付 自転車等	(例) 原動機付自転車(50cc以下のもの)	1,000円	1,211
				(家用) (営業用)	
			軽乗用車	7,200円 5,500円	
			軽トラック	4,000円 3,000円	

注) 1 「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。

2 自動車税は、昭和15年に道府県税として法定され、市町村はこれに附加税を課すこととされたが、シャウプ勧告に基づく昭和25年の地方税法の改正により道府県税とされた。

3 軽自動車税は、昭和33年に、自転車荷車税の課税対象であった原動機付自転車と、それまで自動車税の課税対象であった軽自動車及び二輪の小型自動車を課税対象とする市町村税として創設された。

(2) 特定財源等の現状

国の特定財源等の税収は、平成 12 年度予算において、5 兆 1,619 億円と見込まれており、国税収入（特別会計分を含む。）に占める割合は 10.2%となっています。

また、地方の消費課税における特定財源の税収は、平成 12 年度地方財政計画において、都道府県分が 1 兆 7,557 億円、市町村分が 231 億円の合計 1 兆 7,788 億円と見込まれており、地方税全体に占める割合は 5.1%となっています。

揮発油税、自動車重量税などについては、道路整備五箇年計画の財源確保などの観点から、昭和 49 年以降、租税特別措置法により本則税率を上回る特例税率が適用されてきており、また、同様の観点から、自動車取得税については昭和 49 年以降、軽油引取税については昭和 51 年以降、地方税法附則により特例税率が適用されてきています。こうしたことと関連して、自動車に係る税負担が高いのではないかという指摘があります。

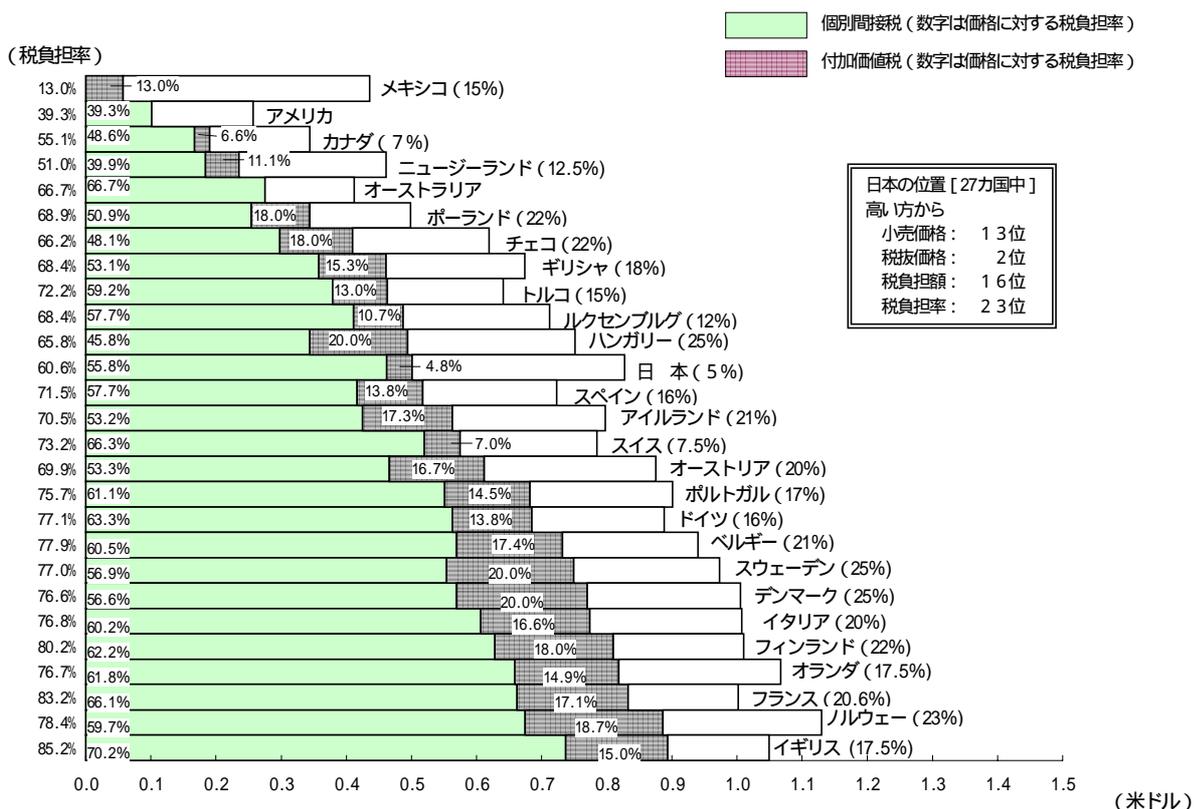
わが国のガソリンの小売価格に対する税負担率は約 60%となっていますが、これは、国際エネルギー機関（IEA）による OECD 加盟国のうち 27 カ国の国際比較を見ると、高い方からみて 23 位であり、諸外国と比べ相当低い水準となっています。特に、西欧の主要国、北欧諸国などにおいては、小売価格に対し 8 割前後の税負担率となっています（資料 23）。

（参考）イギリス、フランス、ドイツにおいてガソリンに課される個別間接税は、その税収の全額又は多くの部分が一般財源となっていますが、環境への配慮などを理由として累次の税率引上げが行われてきており、その負担水準はわが国より相当高いものになっています（資料 24）。

また、自動車については、燃料課税のほか、車体に着目した課税も行われていますが、自動車に係る税負担全体を一定の前提の下で試算すると、わが国の水準はアメリカと比べれば高いものの、イギリス、ドイツ、フランスと比べれば低いものとなっています（資料 25）。

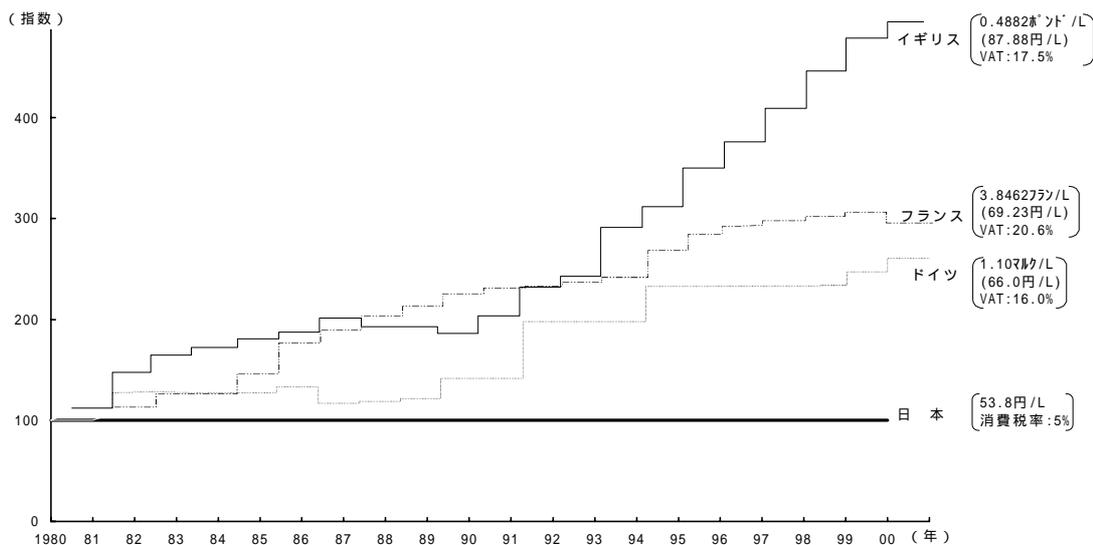
(資料23) OECD諸国のガソリン1リットル当たりの価格と税(1999年第1四半期)

税負担額



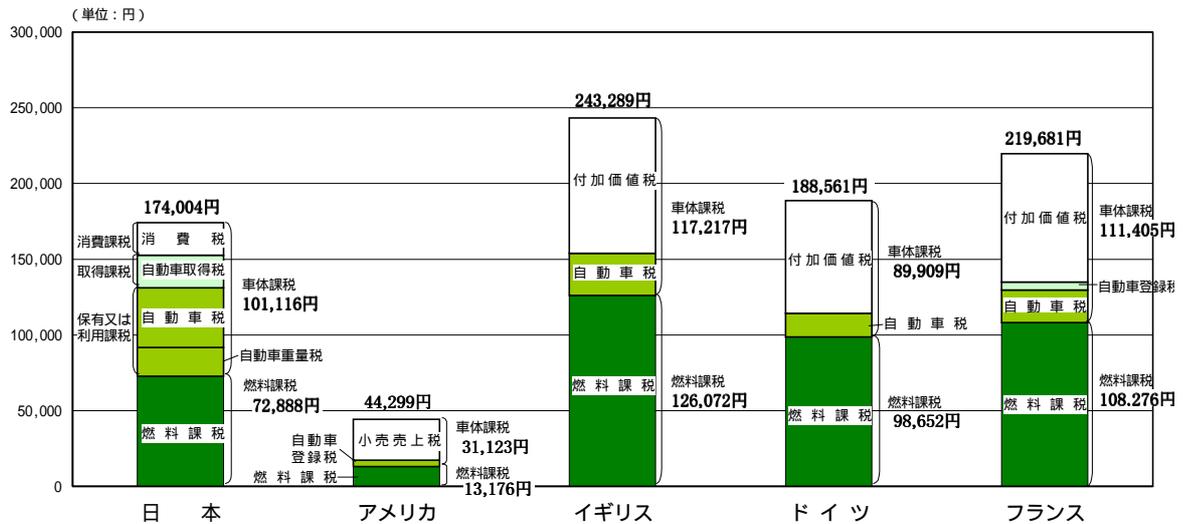
出典: IEA「エネルギー - 価格と税(1999年第1四半期)」。上記の内、ニュージーランドは、1998年第4四半期のデータである。
 (注) 1. わが国の消費税は付加価値税に、アメリカの小売上税、オーストラリアの卸売上税は個別間接税に区分している。
 なお、()書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。
 2. わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税。なお、石油税を加えた場合の税負担率は62.7%となる。

(資料24) 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移(指数: 1980年 = 100)



(注) 1. 税率は各年末値による。ただし、2000年については3月末現在の税率。
 2. イギリスでは87年、ドイツでは86年以前は有鉛・無鉛の税率が区分して設定されたため、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。また、フランスはレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。
 3. 換算レート: イギリス1ポンド = 180円、ドイツ1マルク = 60円、フランス1フラン = 18円。

(資料25) 自動車関係諸税の年間税負担額の国際比較(試算)
(2000ccクラスの自家用乗用車の例)



(前提) 車両重量1.5トン、耐用年数6年、年間ガソリン消費量1,200L、平成12年1月現在の税率
 車体価格：日本 2,691,150円、アメリカ 19,063ドル、イギリス 19,990ポンド、ドイツ 51,504マルク、フランス 165,222フラン
 燃料価格：日本 102.9円/L、アメリカ 39.3セント/L、イギリス 74.9ペンス/L、ドイツ 1.959マルク/L、フランス 6.83フラン/L
 為替レート：アメリカ1ドル=112円、イギリス1ポンド=180円、ドイツ1マルク=60円、フランス1フラン=18円
 アメリカの小売売上税及び自動車登録税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の税率によった。
 フランスの自動車登録税及び自動車税は、パリ地方の税率によった。

(3) 特定財源等の課題

特定財源等については、厳しい財政事情、最近における道路整備の状況などを踏まえれば、基本的には一般財源化の方向で検討すべきではないかといった多くの意見がありました。これに対し、受益者負担の観点、道路整備の必要性などを踏まえると、なお特定財源等による道路整備の意義が認められることから、これを維持する必要があるとの意見がありました。

一般に、ある税の収入を特定の公的サービスに要する費用の財源に充てることは、その公的サービスの受益と負担の間にかなり密接な対応関係が認められる場合には、一定の合理性を持ち得ますが、他方、資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化を招く傾向があることから、その妥当性については常に吟味していく必要があると考えます。

8. その他の地方税

(1) ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、当該ゴルフ場所在の都道府県においてその利用者に課されます。

また、税収の7割がゴルフ場所在の市町村にゴルフ場利用税交付金として交付されており、税源の乏しい山林原野の多い市町村の貴重な財源となっています。

(参考) ゴルフ場利用税の沿革

ゴルフ場利用税の課税対象であるゴルフ場の利用は、昭和63年度まで娯楽施設利用税(昭和29年に創設)の課税対象の一つとなっていました。

昭和63年の抜本的税制改革により、平成元年度から娯楽施設利用税の課税対象施設がゴルフ場に限定され、名称がゴルフ場利用税と改められました。

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場が、開発許可、道路整備、防災、廃棄物処理などの地方公共団体の行政サービスと密接な関連を有していること、また、ゴルフ場の利用料金は、他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には、十分な担税力が認められることから、地方税として合理的であり、今後とも貴重な税源としてその役割を果たすべき税であると考えます。

(2) 狩猟者登録税等

狩猟者登録税は、狩猟者の登録に対し、都道府県においてその登録を受ける者に課される税です。

鉱区税は、鉱区に対し、鉱区所在の都道府県においてその鉱業権者に課される税です。

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対し、鉱山所在の市町村において鉱物の掘採を行う鉱業者に課される税です。

これらは、それぞれの課税団体にとって貴重な自主財源となっています。

(資料26) その他の地方税の概要

税 目	課 税 主 体	課 税 対 象	税 率	平成12年度 収入見込額	備 考
ゴルフ場 利用税	都 道 府 県	ゴルフ場の利用 行為	1人1日につき800円(標準税率)	億円 827	ゴルフ場利用税の収入額のうち10分の 7に相当する額を、ゴルフ場利用税交付 金として、ゴルフ場利用税を納入したゴ ルフ場が所在する市町村に交付
狩猟者登録税	都 道 府 県	狩猟者の登録	甲種又は乙種 道府県民税の所得割額の納付を要する者 10,000円 道府県民税の所得割額の納付を要しない者 4,500円 丙種狩猟免許に係る登録 3,300円	17	
鉱 区 税	都 道 府 県	鉱 区	砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘面積 面積1007-ルごとに 年額 200円 採掘面積 " 年額 400円 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ・河床に存するもので延長で表示されて いるもの 延長1,000メートルごとに 年額 600円 ・河床でないもの 年額 200円	4	
鉱 産 税	市 町 村	鉱物の掘採の 事業	鉱物の価格の1%(標準税率) ただし、毎月1日～月末までの間に掘採さ れた鉱物の価格が作業所所在の市町村ごと に200万円以下の場合は0.7%	15	

注：「平成12年度収入見込額」は、平成12年度地方財政計画額である。